

「県有施設における電気自動車充電設備導入事業」仕様書

1 目的

県有施設の駐車場における充電インフラの整備を通して、施設の利便性向上を図るとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、電気自動車（以下、EVという。）の普及促進を目的とする。

2 実施期間

下記3の候補施設において、令和6年度末日までにEV用の充電設備を設置し、運用を開始する。期間は、別途締結する協定において定めるものとするが、最低8年間とし、双方の協議により延長することとなった場合は、この限りではない。

3 業務内容

県が所有する施設の駐車場に充電設備を整備するとともに、設備の維持管理や利用者への充電サービスの提供等の運用を行う。充電設備等の設計、設置工事、維持管理、利用システムの運用等、本事業の遂行に要する一切の費用は、実施事業者の負担とする。期間終了後に設備を撤去することとなった場合も、同様とする。

(1) 充電設備の設置

以下の県有施設の駐車場に充電設備を整備すること。なお、設置においては、当該施設の運営、維持管理等の支障にならない場所及び構造とする。なお、充電設備の運用時間は、設置する施設の駐車場の利用可能時間と同一とする。

① 候補施設

名称	栗林公園	県立中央病院
所在地	高松市栗林町一丁目 20 番 16 号	高松市朝日町一丁目 2 番 1 号
利用可能日	年中無休	年中無休
利用可能時間	ほぼ日の出から日没まで (例：7月/5時30分～19時00分)	24 時間
駐車台数	東門駐車場/乗用車 30 台 北門前駐車場/乗用車 32 台	468 台
駐車料金	有料 (25 分毎 100 円)	有料 外来患者：5 時間まで無料、以後 30 分毎 100 円 面会者：30 分まで無料、以後 30 分毎 100 円
利用者数 (R4 年度)	577, 588 人	367, 834 人

② 土地の使用

【栗林公園】

ア 公園施設の設置許可

公園施設の設置にあたっては、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項第 7 号に掲げる便益施設とみなし、実施事業者は、同法第 5 条第 1 項に基づき、

都市公園施設設置許可を受けること。

イ 使用料

事業期間中の使用料は、香川県都市公園条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 20 号）第 11 条の規定に基づき県に納入すること。

【県立中央病院】

ア 行政財産の使用許可

行政財産の使用にあたっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項における目的外使用とし、実施事業者は、香川県公有財産規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 37 号）第 24 条に基づき使用許可を受けること。

イ 使用料

事業期間中の使用料は、香川県使用料、手数料条例（昭和 27 年 4 月 1 日条例第 2 号）に基づいて県との協議の上で、実施事業者が負担すること。

③ 充電設備の種類と電力調達について

候補施設ごとの条件は、以下のとおり。

県立都市公園である栗林公園への設置にあたっては、都市公園法施行令第15条に基づき、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとし、同法施行令第16条第1号の規定より電線は地下に設けること。この場合、同法第6条第1項の規定に基づき都市公園占用許可を受けるとともに、香川県都市公園条例第11条の規定に基づき土地の使用料を県に納入すること。

名称	充電器の種類	口数	電力の調達
栗林公園	普通充電器 （出力 6 kW 以上） または 急速充電器	2 口以上 （急速の場合 は 1 口以上）	実施事業者が新規に電線引込工事を行い、小売電気事業者と電力供給契約を締結し、直接調達すること。（急速の場合は、当該施設が調達している電力を提供することも可能。この場合、実施事業者は当該使用電力分の電気料金相当額を精算する。）
県立中央病院	普通充電器 （出力 6 kW 以上）	2 口以上	当該施設が調達している電力を提供し、実施事業者は当該使用電力分の電気料金相当額を精算する。

④ その他

- ・ 充電設備は、施設の駐車場区域や契約電力等を十分に考慮した上で設計し、設置工事においても当該施設の運営を妨げることなく行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要となる場合は、事前に県と協議を行うこと。
- ・ 実施事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷を与えた場合や、事業者の責めに帰すべき事由により県が損害を被った場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(2) 充電設備の運用

① 利用料金設定

充電設備の利用者から徴収する利用料金については、あらかじめ県と協議の上、実施事業者が適正な価格を設定するものとする。事業期間中に、社会情勢等を鑑み、料金改定が必要となった場合も、県との協議の上で決定すること。

② 利用方法

利用者向けアプリの提供や複数の決済方法を採用する等、利便性向上のためのシステムを構築すること。

③ 利用者対応

- ・充電設備の利用者からの問い合わせや苦情、不具合等の不測の事態に対して迅速かつ円滑に対応することができるよう組織化された運営体制を確立し、常時適切な人員体制を配置すること。
- ・苦情や不具合等の不測の事態が発生した場合は、速やかに県への連絡を行った上で復旧等の適切な措置を講じるとともに、その結果についても県に報告すること。
- ・利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理し、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

④ 運用終了後

本事業終了後の充電設備の撤去等については、県との協議により決定するものとし、撤去することになった場合は、実施事業者は速やかに設備の撤去工事を行い、原状回復するものとする。原状回復の範囲については、県と協議の上、定めるものとする。

4 事業報告

利用実態に関する各種データを収集し、毎年度終了後 30 日以内に県に報告すること。県から要求があった場合には、その都度情報を提供すること。

5 その他

- (1) 実施事業者は、関係法令を遵守し、真摯かつ誠実に本事業を遂行すること。
- (2) 国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に基づいて実施するとともに、申請スケジュール等も併せて示すこと。
- (3) 実施事業者が県と締結する協定に定める事項を履行しない場合には、協定を解除することがある。解除となった場合は、実施事業者の負担により速やかに原状回復すること。
- (4) 本事業の実施において知り得た情報について、その秘密を守らなければならない。また、データ等をこの事業の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。本事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 本事業の実施にあたっては、県と十分に打合せを行い、県の承認を得たうえで、仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、県及び実施事業者が協議のうえ、事業の遂行に支障がないよう処理するものとする。